

別表 1

<p>病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業</p>	<p>病院</p>	<p>地域医療構想に基づき、各病院がその地域に必要な病床への機能分化・転換を行い、医療提供体制を確保するための施設整備等に係る経費を補助する。</p> <p>1 施設整備 改築及び改修等に要する工事請負費等を補助する。 (1) 単独型：一つの病院において本事業を実施する場合 ①地域医療構想に基づき、その地域に必要な病床機能の転換であること。 ②上記①に加えて、他施設との連携強化を図り、病床機能の分化・連携の促進に特に資する施設整備である場合は、加算額を基準額に加算する。</p> <p>(2-1) 連携型：複数病院の医療連携により本事業を実施する場合 ①自施設が病床機能の転換を行う場合（以下「転換整備施設」という。） ②上記①に加えて、他施設との連携強化を図り、病床機能の分化・連携の促進に特に資する施設整備である場合は、加算額を基準額に加算する。</p> <p>(2-2) 連携型：複数病院の医療連携により本事業を実施する場合 ①上記(2-1)①以外の場合（以下「転換支援施設」という。） 但し、補助対象となる病床は「機能分化・連携に資する病床」であり、転換整備施設が「転換を行う病床数」に1.5を乗じた数を上限とする。 ②上記①に加えて、他施設との連携強化を図り、病床機能の分化・連携の促進に特に資する施設整備である場合は、加算額を基準額に加算する。</p> <p>(3) 病床削減型：病床の削減を伴う場合 地域医療構想の実現に向け、10%以上の病床の削減を伴う施設整備を行う場合。</p> <p>2 設備整備 地域医療構想に基づき、その地域に必要な病床機能の転換を図る病院（単独型、連携型（転換整備施設））に対して、本事業を実施するために必要な医療機器等の備品購入費等を補助する。</p>	<p>(1) ①について 新築・改築 12,100千円/床 改修 6,050千円/床 ②加算額について 605千円/床</p> <p>(2-1) ①について 新築・改築 12,100千円/床 改修 6,050千円/床 ②加算額について 605千円/床</p> <p>(2-2) ①について 新築・改築 12,100千円/床 改修 6,050千円/床 ②加算額について 605千円/床</p> <p>(3) 新築・改築 129,556円/㎡（鉄筋コンクリート造）、 112,945円/㎡（ブロック造）</p> <p>2 11,000千円/施設</p>	<p>(1) について 1/2以内</p> <p>(2-1) について 1/2以内</p> <p>(2-2) について 1/3以内</p> <p>(3) について 1/3以内</p> <p>2 について 1/2以内</p>
-----------------------------------	-----------	--	--	--

<p>病床の機能分 化・連携を推 進するための 解体等支援事 業</p>	<p>病院</p>	<p>1 地域医療構想の実現に向け、病床の削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（固定資産除却損・固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）・固定資産売却損（売却収入を含む。））（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県地域医療構想公示日後に10%以上の病床の削減を行った病院を対象とする。また、福島県地域医療構想公示日以前に取得（契約）したものに限り対象とする。 ・「有姿除却」は対象としない。 ・「固定資産売却損」については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。 <p>※関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。</p> <p>2 地域医療構想の実現に向け、各病院が実施する病床削減に伴い不要となる病棟・病室を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な改修に要する工事費又は工事請負費（福島県地域医療構想公示日以前に取得（契約）したものに限り対象とする。）</p>	<p>1 地域医療構想公示後削減した病床1床当たり2,000千円</p> <p>2 200,900円/㎡ （鉄筋コンクリート造） 175,100円/㎡ （ブロック）</p>	<p>1 1/2以内</p> <p>2 1/3以内</p>
--	-----------	--	--	-------------------------------